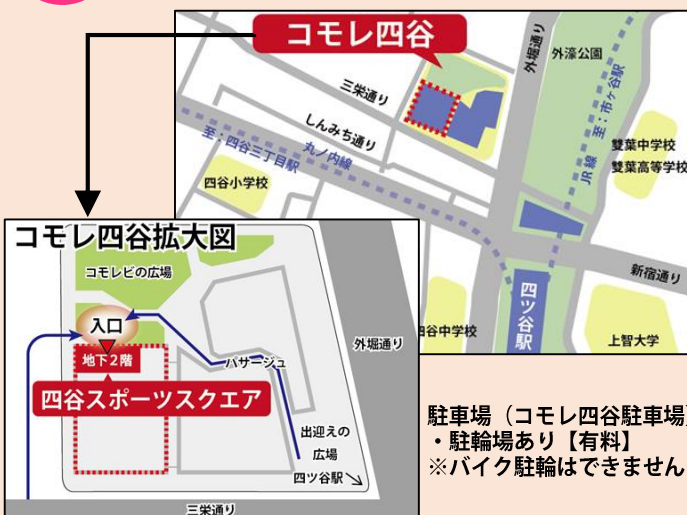


第1回 若葉・須賀町地区 まちづくり協議会のご案内

日時 令和3年 12月17日(金) 13:15～14:45

対象 地区内にお住まいの方
地区内で営業されている方
地区内の土地又は建物を所有されている方

会場 四谷スポーツスクエア 会議室N
住所：四谷一丁目6-4（地下2階）



ご予約方法 ※ご予約は令和3年12月17日(金) 10時00分まで受け付けております。

①お電話でのご予約 03-5273-3842
②FAXでのご予約 03-3209-9227
以下のFAX送信票に必要事項を記載の上、までご連絡ください。

FAX 送信票	
お名前	フリガナ
ご住所	〒
お電話	() -
メールアドレス	@yahoo.co.jp @gmail.com @docomo.ne.jp @softbank.ne.jp @ezweb.ne.jp @

【注意事項】

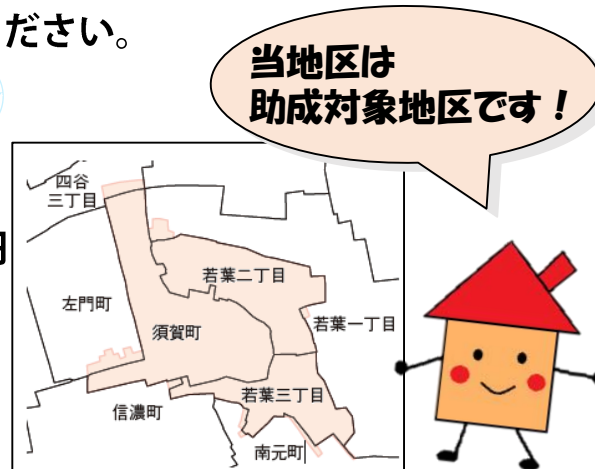
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会場では感染防止対策を実施します。入口にて手指の消毒、検温にご協力ください。お越しいただく際は、マスクの着用、手洗い、感染症予防管理票の記入などにご協力をお願いいたします。
- 当日はご自宅で体温を測定の上、発熱等の症状がないことをご確認ください。発熱や体調不良の場合には、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移等により、急遽開催を中止とさせていただく場合がございます。中止の場合は、事前予約の際に頂いたご連絡先にお知らせいたします。

新宿区から助成のご案内

※助成要件等の詳細については、事前にお問合せください。

不燃化建替促進事業

- 木造住宅を準耐火建築物等にする不燃化建替え工事
昭和56年5月31日以前に着工：上限300万円
昭和56年6月1日以降に着工：上限100万円
- 木造住宅の除却（取り壊し）工事
昭和56年5月31日以前に着工：上限50万円



お問合せ先 新宿区 都市計画部 防災都市づくり課
(担当：山本、大橋、宮本、佐藤)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階
TEL:03-5273-3842 FAX:03-3209-9227

若葉須賀町 ニュース 検索
検索、もしくは二次元コードから新宿区HPをご覧ください。

第1号 令和3年(2021年)12月

若葉・須賀町地区まちづくりニュース

発行：若葉・須賀町地区まちづくり協議会

第1回 若葉・須賀町地区まちづくり協議会を開催します！

当日の内容

- ・現行ルール（地区計画）の内容について
- ・地区の良いところや課題についてワークショップ（道路・建物・みどり等のテーマ）



他地区でのワークショップの様子 ※新型コロナ禍以前

令和3年 12月17日(金)
13:15～14:45

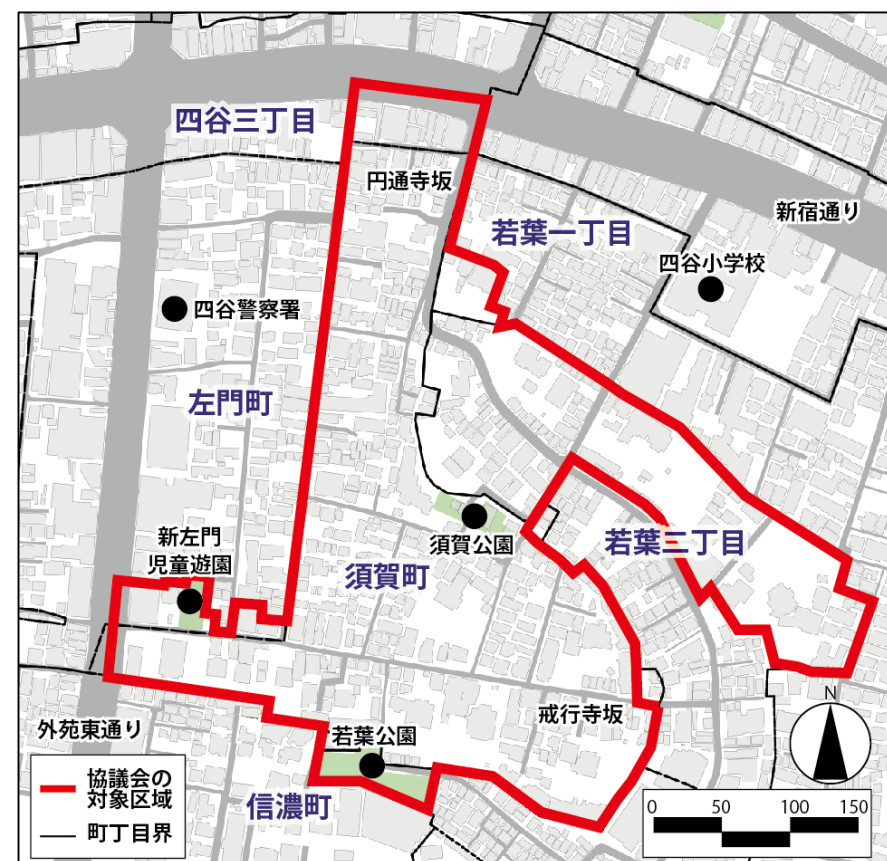
要事前予約

詳細は4ページ



前回、ご参加できなかった方もお気軽にご参加ください！

若葉・須賀町地区まちづくり協議会の立ち上げが承認されました



本年10月12日(火)に「まちづくりを考える懇談会」が開催されました。懇談会では、まちづくり協議会の設立趣旨について説明を行い「若葉・須賀町地区まちづくり協議会」の立ち上げが承認され、会長・副会長の候補が選任されました。

今後、区は事務局として、皆様とともにまちづくりを推進します。

まちづくりの取り組み状況については、このニュースにて定期的にお知らせしていきます。

- まちづくりを考える懇談会の開催報告
- まちづくり協議会 会則(案)(抜粋)は2ページへ

まちづくりを考える懇談会の開催報告

令和3年10月12日(火)
13:15~14:45

「まちづくりを考える懇談会」では、地域の皆様にご参加いただき、当地区のまちづくりの振り返りと課題や、まちづくり協議会の設立について、意見交換をしました。その中で出たご意見をご紹介します。



まちづくりを考える懇談会の様子

まちづくりを考える懇談会での主なご意見

- まちづくり協議会の名称は「若葉・須賀町地区まちづくり協議会」とし、今後、議題が絞られていった際に、適切な名称に変更するののも一つの手ではないか。
- 寺院は、木造から鉄筋コンクリート造に変えて欲しくない。
- 戒行寺坂沿道は寺町であり、寺院の建て替えはなかなか進まない。門扉や壁は寺院の外観上必要なものである。
- 壁面後退はしてあるが、個人の土地なので花壇や車が置いてある。
- 地域の防災について検討するうえでは、幅の広い考え方が必要。

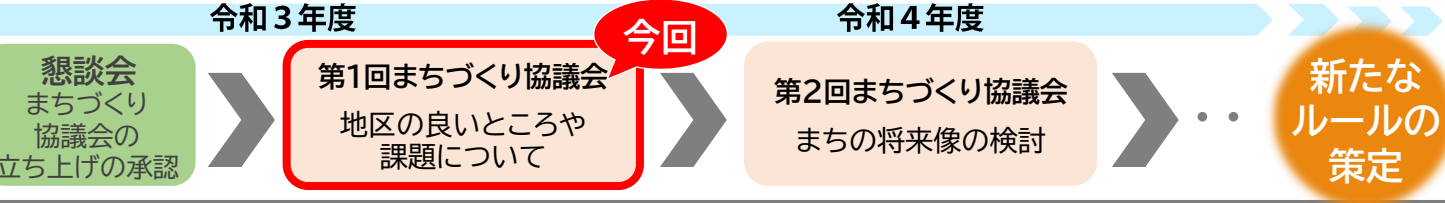
まちづくり協議会 会則(案)(抜粋)

- (名称)
第1条 この会は、若葉・須賀町地区まちづくり協議会(以下「まちづくり協議会」という。)と称する。
- (目的)
第2条 まちづくり協議会は、対象区域のまちづくりの方向性や将来像を描き、当地区にふさわしいまちの実現をめざして、まちづくりを推進することを目的とする。
- (対象区域)
第3条 まちづくり協議会の対象区域は、新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、須賀町、左門町、四谷三丁目及び信濃町の一部とする。
- (会員)
第5条 まちづくり協議会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 第3条に規定する区域内の土地所有者、建物所有者、営業者又は居住者
(2) 会長の承認を得た者
- (組織)
第6条 まちづくり協議会の組織は、次の各号のとおりとする。
(1) まちづくり協議会に役員会を置き、まちづくり協議会の開催、議題及び運営等に関することを協議する。
(2) 役員会は、会長1名、副会長及び役員若干名をもって構成する。
(3) まちづくり協議会の会長は、まちづくり協議会の役員による互選とする。
(4) まちづくり協議会の会長は、役員会の会長を兼ねる。
(5) まちづくり協議会は、必要に応じて、役員会の承認により、部会等を設置することができる。

第1回
まちづくり
協議会
にて
確定予定

今後の予定

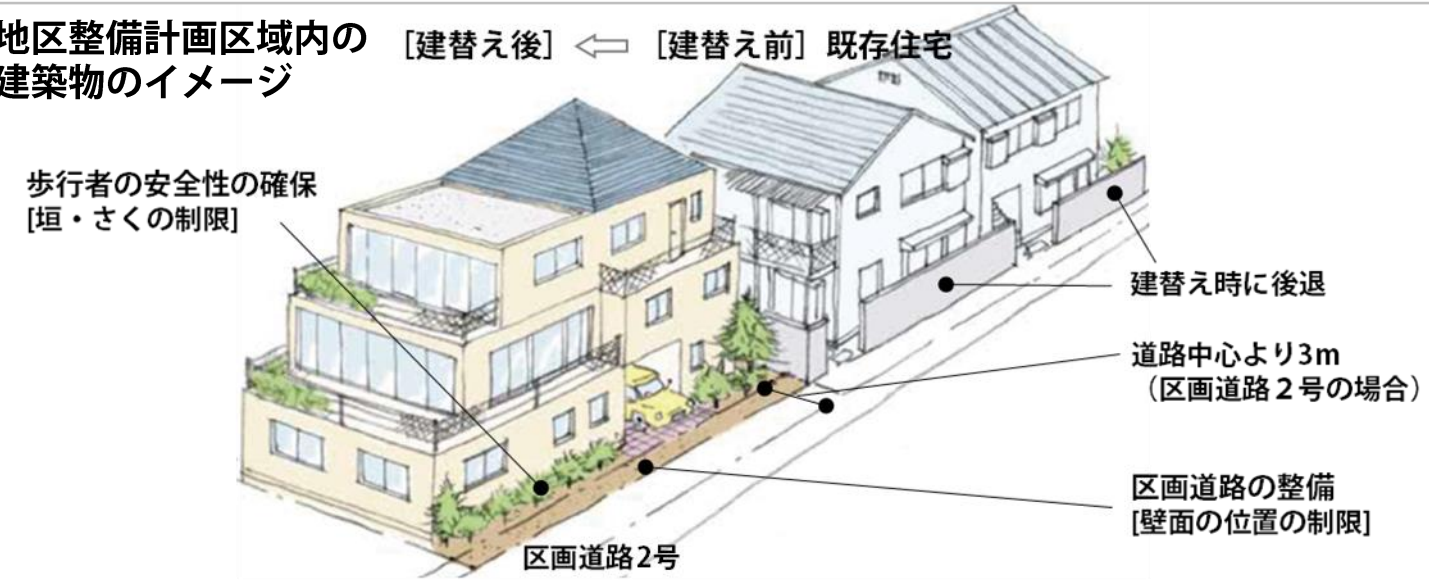
まちづくり協議会では、引き続き皆様と意見交換を行う場を設けていきたいと考えています。来年度以降も定期的に開催し、新たなルールの策定を目指します。



当地区の現行ルール（地区計画）の概要

地区計画の目標

寺社や坂道が多いことなど歴史的にゆかりのあるまちであることから、歴史的文化的遺産を活かすとともに、建築物等の更新時に区画道路等の公共施設の整備を行う。また、住宅地区は居住環境及び防災性の向上に配慮し、都心に近い利便性を有する緑豊かな中低層の都市型住宅地を形成し定住化に資する。



1. 区画道路の整備 [壁面の位置の制限]
主要な道路を整備するために、沿道では建替えに合わせて壁面を後退するルールがあります。
2. 歩行者の安全性の確保 [垣・さくの制限]
安全で緑豊かな道路を作るために、ブロック塀などを制限するルールがあります。

計画図

